

イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等(相続税・贈与税関係))

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、令和3年4月1日現在の法令に基づくものです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

「更正の請求書(付表)」など、電子データ(XML形式)により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。

なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続\(申請・届出等\)相続税・贈与税関係](#)」でご確認ください。

手続の名称	添付書類の名称
相続税の更正の請求 (国税通則法第23条) (相続税法第32条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類 など
贈与税の更正の請求 (国税通則法第23条) (相続税法第32条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類 など